

平成二十六年三月二十六日

青森県教育委員会第七百八十二回定例会

期日 平成二十六年三月二十六日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二報告

報告第一号

議案に対する意見について

三議案

議案第一号

青森県教育委員会教育長の任命について

議案第二号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第三号

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する

議案第四号

特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則案について

議案第五号

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

（非公開の会議）

2

5

6

7

8

四その他

青森県中学生英語力向上のための提言について
職員の懲戒処分の状況

五閉会

1

12

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

一 平成二十五年度青森県一般会計補正予算（第六号）案（教育委員会所管分）

議案第一二号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（経過措置）

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、免許法附則第十九項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 人物に関する証明書

身体に関する証明書

出身学校の卒業又は修了証明書

学力に関する証明書

免許法附則第十九項に規定する基礎資格を有することを証明する書類

六 実務証明書（附則様式）

附則に附則様式として次の様式を加える。

附則様式

附則様式(附則第3項関係)

実務証明書

本籍地
氏名
生年月日 年 月 日
現在勤務先

(1) 在職	期間			総実労働時間	職名	担当した職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月)			時間		
	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月)			時間		
	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月)			時間		
	計 (年 月)			時間		
(2) 実際か に勤た 務事 し績	期間		理由	期間		理由
	自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日		
(3) 施設の概要	施設名	※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記載すること。				
	認可等年月日	年 月 日 ※認可外保育園施設の場合は、設立年月日を記入すること。				
	所在地				電話番号	
(4)評価	勤務成績	良 好			不 良	
上記のとおり証明する。						
年 月 日						
証明者(在職時の所轄庁、理事長又は勤務先の代表者) <input type="checkbox"/>						

- 注1 「総実労働時間」欄には、左の期間中の実際に勤務した総労働時間数を記載すること。
(例: 1日 7時間、週5日、1年間(52週)勤務の場合、7時間×5日×52週=1,820時間)
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇提案理由

保育士資格を有する者に係る幼稚園教諭免許状の授与の申請手続きに關し、必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第二号

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則案

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則（平成二十二年四月青森県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

一 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

二 この規則の施行の日の前日において高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学し、かつ、この規則の施行の日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続く在学に係る特別の事由がある場合（この規則による廃止前の青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則第二条に規定する特別の事由がある場合をいう。）については、なお従前の例による。

提案理由

専攻科に係る授業料以外の授業料及び受講料を徴収することとする特別の事由を廃止するため、提案するものである。

議案第四号

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則案

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則

青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「発送及び保存」を「及び発送」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

第八条第一項中「条例別表第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第十条第一号中「第一号から第三号まで」を「各号」に改める。

第十条第一号中「第一号から第三号まで」を「各号」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

研修施設の使用承認の制限事項を改める等のため提案するものである。

議案第五号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第
七号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「十五万九千円」を「十五万八千円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

学校薬剤師の報酬年額を改めるため提案するものである。

[その他]

青森県中学生英語力向上のための提言

平成26年3月25日
青森県英語教育改善推進協議会

(現状と課題)

社会の様々な分野で、人や物、情報が活発に交流する時代を迎え、世界規模で活躍できるグローバル人材の育成の重要性は、ますます高まっている。

グローバル人材には「主体性・積極性・チャレンジ精神」、「異文化理解」、とりわけ「国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力」が求められている。換言すれば、「英語を話すこと」ではなく「英語を使って文化的、社会的な交流を図ること」が求められるようになってきている。

翻って本県の状況をみると、英語を学ぶ本県の中学生には、その重要性を十分に認識しているとは言い難い現状がある。また、高等学校入学者選抜学力検査や学習状況調査の結果等から、英語教育で必要とされる「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能の中で、本県の中学生には「話すこと」、「書くこと」の技能の不足が課題として挙げられている。

(改善の方向性)

これらの課題を改善し、本県の子どもたちにグローバル化が進展している国際社会で主体的に活躍するための英語力を育成するためには、モチベーションの向上という情意的側面からの取組と教師の指導力を向上させるという技術的側面からの取組が必要である。

情意的側面からの取組としては、国際交流の場で活躍した先達の講話や子どもたち自身の成功体験が英語学習への大きな動機づけ、意欲づけになることから、様々な実践の場に子どもたちを参加させることである。

また、技術的側面からの取組としては、子どもたちが目を輝かせるような授業、すなわち、英語を使うことの楽しさや充実感を味わい、「できる」、「分かる」喜びが実感できる授業を実践するために、教員の授業力を向上させることである。

小学校で英語を学び始め、中学校で学びを深め、さらに高等学校の学習に橋渡しするという学びの流れを考えた時、中学校における英語教育が果たす役割はますます重要なっている。

当協議会は、以上のことを受け、本県中学生の英語力向上のために、次の5つの提言を行ふこととする。

提言1 英語を学ぶ意義や異文化コミュニケーションの大切さに気付かせ、継続的に英語学習に取り組もうとする意欲を喚起する。

英語を学ぶことの意義について、現状では、子どもたちの認識は、それほど高くないが、将来的には、本人の意思に関わらず、英語に触れたり、英語を使ったりしなければならない状況に遭遇することは疑いようないことと言える。

また、英語が使えることによって、将来的にどのようなメリットがあるのか、国際的な相互理解にどのような形で役立つか等を、学校教育の場だけではなく、社会全体で子どもたちに意識させていく必要がある。

英語学習へのモチベーションの向上のためには、同年代の子どもたちが集団で生活し、英語を使うことの成功体験を通して充実感を得させることが大切である。

さらに、キャリア教育と関連させながら、英語を学ぶ意義やコミュニケーションの大切さに気付かせ、生涯にわたって継続的に英語を学び、積極的に使おうとする動機付けをすることが必要である。

【具体的方策】

○県教育委員会としての取組

- ・本県と所縁のある人々が英語を使って活躍している情報を発信する。
- ・生涯にわたって継続的に英語を学習する重要性を伝えるための講演等を実施する。
- ・英語学習へのモチベーションの向上をねらいとした「イングリッシュ・キャンプ」等を開催する。

○市町村教育委員会としての取組

- ・身近で、英語を用いて活躍している人の話を聞く機会を設けたり、情報を提供したりする機会を設ける。
- ・子どもたちが学校以外の場で、英会話教室等、英語に触れる機会を設ける。
- ・関係機関や県教育委員会と連携し、外国との文化交流に関する活動を行う「イングリッシュ・デー」等を開催する。

○学校としての取組

- ・他国の文化や生活に対する理解を深め、英語でコミュニケーションをとることの大切さや楽しさ、喜びを味わわせる授業を実践する。
- ・市町村教育委員会や地域と連携し、英語や他国の文化に触れる行事等に積極的に参加・協力する。

提言 2 ALTや地域人材等を効果的に活用しながら、英語を使う機会を増やす。

高等学校においては「英語の授業は英語で行うことを基本とする」ことが求められていることから、中学校においても、ALTや地域人材等を積極的に活用し、これまで以上に英語の使用頻度の高い授業を行うようにし、授業そのものをコミュニケーションの場にする。授業以外の場においても、ALTや地域の人材の活用機会を増やすなど、英語に触れる機会を充実させる必要がある。

また、同年代の生徒が集団で英語を用いて生活する機会を設けることも大切なことである。

【具体的方策】

○県教育委員会としての取組

- ・生徒が、ALT等の支援を受け、集中的に英語に触れたり、英語で様々な体験をしたりする機会を設ける。
- ・関係機関と連携し、ALT等の人材を市町村に派遣できる仕組みの活用を働きかける。
- ・市町村教育委員会に、ALT等を活用した言語活動やチームティーチングの事例等の情報提供をする。

○市町村教育委員会としての取組

- ・生徒が、ALT等の支援を受け、集中的に英語に触れたり、英語で様々な体験をしたりする機会を設ける。
- ・ALTの増員を図るとともに、地域で英語の堪能な人材の活用に努める。
- ・学校に対し、授業における言語活動やチームティーチングの事例等の情報を提供する。

○学校としての取組

- ・市町村教育委員会や地域と連携し、「イングリッシュ・デー」等に積極的に参加・協力する。
- ・ALTを積極的に活用した授業を実践する。

※ALT=外国語指導助手（外国語の授業において、教師の助手として指導に携わる助手。）

※チームティーチング=複数の教員で指導にあたること。外国語の授業においては、ALTと共に指導にあたる場合が多い。

提言3 確かな英語力を身に付けさせるため、具体的な学習到達目標を定める。

望ましい英語力を身に付けさせるためには、現在の課題を把握した上で、子どもたちに求められる英語力を育成するための学習到達目標を具体的に設定することが大切である。その際、学習指導要領の目標を踏まえ、本県の子どもたちの実態に応じて到達目標を具体化する必要がある。なお、この目標については、子どもが、具体的に何ができるようになればよいのか理解できるような表現にしなければならない。

【具体的方策】

○県教育委員会としての取組

- ・本県の子どもたちの実態に応じて、具体的にCAN-DOリストの形で、学習到達目標の例を作成・提示する。
- ・青森県学習状況調査において、基本的な語彙力、作文力等の課題解決のための出題をし、その結果を分析し、具体的な改善策を示す。
- ・中学生に英語学習に対する意識調査を行い、その結果を分析することで、英語力向上の方策を講じる。

○市町村教育委員会としての取組

- ・県が作成・例示したCAN-DOリスト（学習到達目標）を参考に、各中学校が、独自のCAN-DOリスト（学習到達目標）を作成するよう管下の中学校に周知する。
- ・青森県学習状況調査に係る県教育委員会の分析結果と、各市町村教育委員会が把握している課題をもとに学校訪問等で授業改善のための指導助言をする。

○学校としての取組

- ・県が作成・例示したCAN-DOリスト（学習到達目標）をもとに、自校の実態に合わせたCAN-DOリストを作成する。
- ・校内研究会等で共通理解を図り、CAN-DOリスト（学習到達目標）を達成できるよう、一貫した実践を行う。

提言4 コミュニケーション能力の基礎となる中学生の語彙力を高める。

本県の中学生の英語力を向上させるには、語彙力を高めることが極めて重要である。このためには、中学生一人一人の語彙数を増やす手立てを講じる必要がある。また、英語学習へのモチベーションの向上を図るとともに、英語教育で必要とされる「4技能」をバランスよく育成することが肝要である。

さらに、授業そのものをコミュニケーションの場にし、授業において語彙を増やすことが必要である。

【具体的方策】

○県教育委員会としての取組

- ・県として本県中学生に身に付けてほしい単語をまとめた「青森県版中学校英単語集」を作成・配布する。また、各市町村教育委員会及び各中学校に、その積極的活用を働きかける。
- ・本県独自の学習状況調査や県立高等学校入学者選抜学力検査に、この英単語集を反映させ、その結果等を分析し、基礎力の定着度を確認する。

○市町村教育委員会としての取組

- ・各中学校に「青森県版中学校英単語集」の積極的活用を働きかける。
- ・学校訪問等の機会を活用し、生徒の充実した言語活動を意図した授業実践を働きかける。

○学校としての取組

- ・「青森県版中学校英単語集」を日常の授業において積極的に活用し、基礎力の定着を図る。

提言5 英語教育担当教員の指導力を向上させるとともに、英語の授業改善を図る。

英語教員は、担当する中学生が、授業で英語を使うことの楽しさや充実感を味わい、「できる」、「分かる」喜びが実感できる授業づくりに努めるとともに、英語教育で必要とされる「4技能」をバランスよく育成することが求められている。また、英語によるコミュニケーション能力の育成が一層重要視されることを意識して、授業改善に取り組むことが大切である。英語の授業は英語で行われることを前提とすれば、授業そのものが、英語でのコミュニケーションの場になり、効果的にコミュニケーション能力を育成することにつながることとなる。

さらに、P (PLAN=計画)、D (DO=実施)、C (CHECK=評価)、A (ACTION=改善) のサイクルにより、生徒の実態や変容を見極め、授業の改善に努めることが重要である。

【具体的方策】

○県教育委員会としての取組

- ・教育事務所管内ごとに研究指定校を定め、授業改善に向けた実践的研究（アクションリサーチ）を行い、公開研究会を開催するとともに、その成果を県内の各中学校教員へ普及させる。
- ・公開研究会等では、授業についての協議の他、子どもたちに英語を使った成功体験をさせるような授業の在り方を協議する場を設定する等の工夫に努める。
- ・中央で行われる研修と同等の内容の研修を、多くの教員が受講できるよう工夫して実施する。
- ・学校訪問等を通して、PDCAサイクルによる指導方法の改善を促す。

○市町村教育委員会としての取組

- ・県教育委員会と課題を共有し、学校訪問等を通して、授業そのものをコミュニケーションの場にできるような、指導の在り方について指導助言する。
- ・学校訪問等を通して、PDCAサイクルによる指導方法の改善を促す。
- ・県教育委員会で実施した研修内容を普及させる。
- ・研究指定校の取組の成果を管下の中学校に周知する。

○学校としての取組

- ・市町村教育委員会の指導のもと、子どもの実態に応じ、授業そのものをコミュニケーションの場にできるような授業づくりに取り組む。
- ・PDCAサイクルにより、適宜、市町村教育委員会や教育事務所の助言を受けつつ、英語の能力の伸びや変化等を検証し、指導や評価方法、到達目標の修正等をしながら、改善に取り組む。
- ・研修内容を校内において検証する機会を設ける。
- ・研究指定校の成果を積極的に日常の授業に取り入れる。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成26年3月（2月1日～3月25日分）

青森県教育委員会

事案1 (処分後速やかに公表した事案)

①被処分者 中南地域の高等学校 講師（44歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・当該職員は、平成25年11月23日（土）、秋田市に1泊2日の予定でドライブに出掛けた。
- ・その際、事前に宿泊予約できなかったため、到着後改めて予約状況を確認したが、空室はなかった。そこで、当該職員は、車中泊することにした。
- ・コインパーキングに車を駐車し、午後6時頃、居酒屋に行き、ビールを中ジョッキで2杯、ウイスキーの水割りを3杯飲酒した。午後8時頃、スナックに行き、ウイスキーの水割りを4杯飲酒した。
- ・午後11時頃店を出て、車のエンジンをかけたまま睡眠をとった。
- ・11月24日（日）午前5時50分頃起床し、5時55分頃駐車場を出て、後ろからきたパトカーに停車を命じられた。パトカーの中で呼気検査を受けたところ、呼気1リットル中のアルコール量が0.35mgという数値が出たため、同日午前6時、酒気帯び運転で検挙された。
- ・12月26日（木）、運転免許取消の行政処分を受けた。
- ・平成26年1月30日（木）、道路交通法違反で刑事処分（略式命令による罰金刑30万円）を受けた。

③処分内容 停職6月（同日付で辞職を承認）

④処分年月日 平成26年2月19日

事案2 (処分後速やかに公表した事案)

①被処分者 三本木農業高等学校 校長（60歳 男性）

②事件の概要等 県教育委員会調査チーム及び監査で指摘された同校及び同校馬術部における不適切な財務事務等に対する管理監督責任

- ・管理監督者が、県所有馬の管理等についてその実態を把握しておらず、財務事務の執行において内部統制が全く機能していないこと
- ・県所有馬が、処分手続きが行われることなく売却されたこと
- ・県所有馬2頭が所在不明となっていること
- ・県所有馬4頭のうち2頭が所在不明であるにもかかわらず、県所有馬4頭分として管理に要する経費を支出していたこと
- ・物品供用員等が行うべき事務を行っていないこと

- ・消耗品の購入において、職員が業者に代わって請求書等の数量等を記入していたこと
 - ・馬術部の管理運営が適正を欠くものとなっていること
 - ・高体連馬術専門部において、高校生強化事業費補助金（県体育協会）を職員が不正に受給していたこと
- ③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成26年3月3日

事案3 ①被処分者 三八地域の高等学校 養護教諭（25歳 女性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・平成25年11月6日（水）午前10時16分頃
- ・三戸郡南部町内の町道
- ・最高速度50km/hのところ、81km/hで走行

③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年2月17日

事案4 ①被処分者 特別支援学校 教諭（35歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・平成25年11月2日（土）午前9時49分頃
- ・むつ市内の国道
- ・最高速度50km/hのところ、82km/hで走行

③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年2月20日

事案5 ①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（43歳 女性）
②事件の概要等 物損事故

- ・平成26年1月10日（金）午後7時15分頃
- ・三沢市内の市道
- ・自動車を運転中、交差点で、信号が青になったため発進したところ、前方車が急停車したためブレーキを踏んだが間に合わず、前方車に追突したものの。

③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年2月26日
⑤その他 平成23年6月24日及び平成25年5月20日に、速度超過を起こしていることから、量定を加重。

- 事案 6 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 校長（57歳 男性）
②事件の概要等 体罰
・平成25年11月20日（水）算数の授業で個別指導した際、教科書で児童1名の肩等を叩いたもの。
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年2月20日
⑤その他 管理職であることから量定を加重
- 事案 7 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（46歳 男性）
②事件の概要等 体罰
・平成25年12月5日（木）授業中の学習について指導した際、本で、生徒1名の頭を叩いたもの。
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年3月24日
⑤その他 平成23年度に体罰で戒告の懲戒処分を受けていることから量定を加重。
- 事案 8 ①被処分者 東青地域の高等学校 教頭（60歳 男性）
②事件の概要等 模造拳銃の所持
・銃砲刀剣類所持等取締法で所持が禁じられている模造拳銃を入手、所持していたもの。
・平成25年12月20日（金）銃砲刀剣類所持等取締法違反で刑事処分（略式命令による罰金10万円）を受けた。
③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成26年2月7日
⑤その他 管理職であることから量定を加重